

## 公の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

施設名	とくしま植物園 緑の相談所		
-----	---------------	--	--

指定管理者	公益財団法人 徳島市公園緑地管理公社	担当課	公園緑地課
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで	公募・非公募の別	公募
施設の所在地	徳島市渋野町辻西59番地1		
施設の概要	とくしま植物園緑の相談所 一式	事業の概要	・とくしま植物園緑の相談所条例第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務 ・緑の相談所の維持管理に関する業務 ・とくしま植物園緑の相談所条例第6条の利用承諾に関する業務

	項目名	令和5年度	令和6年度	項目名	令和5年度	令和6年度
利用状況に関すること	講座受講者数	782人	990人	自主事業参加人数	一	一
	講座開催回数	117回	130回	事業開催数	6回	8回
	相談所利用者数	56,071人	60,065人			
収支状況に関すること	指定管理料	176,000千円	176,000千円	人件費	67,037千円	66,004千円
	利用料収入	千円	千円	管理費	110,368千円	116,454千円
	その他収入	千円	千円	その他	千円	千円
収入実績（総額）		176,000千円	176,000千円	支出実績（総額）	177,405千円	182,458千円

※都市公園113箇所及びとくしま植物園緑の相談所を併せた収支状況です。

評価基準・評価項目		指定管理者自己評価コメント	担当課評価
施設管理体制	(1) 法令等遵守	都市公園法のほか、とくしま植物園緑の相談所条例等、関連法令を遵守し、管理運営を適切に実施した。職員配置として、緑の相談所に開館時間内の相談員2名に加え、企画計画担当を配置している。利用促進の取り組みでは、緑化推進の拠点として緑化相談のため来訪される方に対し、適切なアドバイスに努めるとともに、緑の相談所条例の趣旨に基づき、とくしま植物園サポーター制度を定めており、団体や個人がサポーター登録してボランティア活動を行っている。現在1団体及び個人16名が登録されている。設備は随時点検し、備品は、台帳で適切に管理している。安全管理体制では、施設賠償責任保険に加入し、不測の事態に備えている。また、災害時・緊急時に備え、連絡網を作成し体制を整えた。	A
	(2) 職員配置		
	(3) 職員研修		
	(4) 利用促進の取組み		
	(5) 設備・備品管理		
	(6) 安全管理体制		
	(7) 緊急時の体制		
利用者業務に関する	(1) 利用状況	ガーデニングを楽しむ、自然素材の作品を楽しむ、自然に親しむなどの各講座を開催した。また、講座等の申込みが募集人数を超えた場合は、抽選し、平等な利用を図った。園芸等の緑に関する相談では、親切で丁寧な説明を心掛けるとともに、その場で対応できない事項についても、調査のうえ相談者に報告をしている。また、要望等においては、社内共有を図るとともに、迅速な対応に努めた。個人情報は、社内研修を実施し、個人情報の扱い方について学んだ。サービス向上の取組では、インターネットによる講座申込みや、ホームページの更新による各種情報提供を積極的に行い、Instagramを活用し、とくしま植物園の認知度向上や来訪喚起を図るとともに、刷新した各種パンフレットの配布を行った。その他、伐採した樹木をグリーン堆肥として、また、伐採した樹木を薪としてそれぞれ配布した。	A
	(2) 平等な利用		
	(3) 利用料金		
	(4) 接客対応		
	(5) 個人情報保護		
	(6) サービス向上の取組		
管理設施維持業務	(1) 保守点検業務	保守点検業務では、緑の相談所仕様書にもとづき、定期的な施設の保守点検を実施するとともに、事務所やトイレ等、設備の清掃等維持管理を実施した。利用者からの連絡、要望などにも迅速に対応し、修繕する箇所について直営で修繕及び業者発注し、相談所を快適に利用できるよう施設を管理した。予見できる大規模な修繕については徳島市公園緑地課と適宜連絡調整を図り、早期解決に努めた。	A
	(2) 清掃等維持管理業務		
	(3) 修繕等維持管理		
事業実施	(1) 企画運営事業	企画運営は、各講座を実施、イベントは「花と緑の広場」、「緑化フェア」を開催した。自主事業は、中学生による職場体験、「写生大会」、「ウォーキング講座」「冬のもよおしもの」「フォトフレームイルミネーション」「立体花壇」「蜂須賀桜まつり」を開催した。サポーターに体験花壇の花植え等の活動を実施した。	A
	(2) 自主事業		
経理状況	(1) 施設収支状況		
	(2) 指定管理者経営状況		
	(3) 経費の縮減		
評価基準	S:優れている（協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。） A:適正に管理されている（協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。） B:一部に改善を要する（協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。） C:多くに改善を要する（協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。）		

担当課総合評価コメント		総合評価
関係法令等を遵守し、協定書、仕様書、事業計画書等に沿った適切な管理が行われている。 指定期間の当初から運用を開始しているとくしま植物園サポーター制度の登録数も増えてきており、緑化意識の向上や植栽知識の普及など都市緑化の推進が図られている。 とくしま植物園緑の相談所は、市民への緑化啓発を行う拠点施設であることから、新たな企画運営事業や自主事業に積極的に取り組んで頂き、さらなる認知度向上や来訪喚起に努めて頂きたい。		A
総合評価基準	S:優れている（各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。） A:適正に管理されている（各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。） B:一部に改善を要する（各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。） C:多くに改善を要する（各評価基準ごとの担当課評価にCがある。）	